２０２７年度短期派遣留学候補者募集要項

目的　本学と大学間交流協定を締結している海外の大学へ本学の学生を１年以内の短期留学のために派遣することを目的とする。

派遣先大学・派遣人数　本学が大学間学生交流協定を締結している海外の大学
別紙「大学間交流協定に基づく短期派遣留学制度 派遣先一覧」のとおり

派遣時期　２０２７年秋（８～９月）又は２０２８年春（１～２月）
※各大学の学年暦によって異なる

派遣期間　１学期または１年

応募資格
（１）２０２６年４月１日現在本学の正規課程に在籍する学部生又は大学院生。
ただし大学院生の受入れの有無は各大学による。
（２）①英語圏留学，英語で留学する場合
派遣先大学が定める受入基準（語学能力，学業成績等）を満たしている者。学内応募時点で派遣先大学が定める基準に満たない者は，派遣先大学への推薦(Nomination)までに満たすことを条件として応募を認める。
ただし，学部への留学を希望する場合，２０２６年１２月末までに少なくとも IELTS 5.0 以上を取得し，その成績証明書を提出すること。
②非英語圏，英語以外の言語で留学する場合
派遣先大学が定める受入基準（語学能力，学業成績等）を満たしている者。学内応募時点で派遣先大学が定める基準に満たない者は，派遣先大学への推薦(Nomination)までに満たすことを条件として応募を認める。
ただし，モントリオール大学への留学を希望する場合のみ，２０２６年１２月末までに少なくとも IELTS 5.0 以上を取得していること。
（３）本学における学業成績が良好である者（通算 GPA 2.50 以上であること）
（協定校の成績条件がある場合は，その条件を満たす者）
（４）留学目的が明確で自立心のある者。
（５）異文化での勉学に高い関心があり，心身共に健康な者。

応募方法　下記の書類を**２０２６年１１月６日（金）１３時**までに下記提出先に持参又は郵送（必着）により提出すること（期限厳守）。
（１）２０２７年度山形大学短期派遣留学申込書（様式１）
※語学研修のみを希望する場合は，大学名の下に「語学研修希望」と記入すること。
（２）志望理由書（A4 版１枚，日本語１２００字程度，英語７５０単語程度）（様式２）
日英両語で作成すること。
（３）アドバイザー教員，または，指導教員からの推薦書（様式３）
（４）パスポートの顔写真のページのカラーコピー
※パスポートを取得していない場合は申請時に申し出ること。
（５）語学能力を証明する書類
①全員

TOEIC® L&R TEST スコア・レポートのコピー（直近のもの）
※学部１年生については，後期に学内で実施される IP テストの結果が届き次第，速やかに提出すること。

②英語圏留学，英語で留学する場合
IELTS 成績証明書のコピー（受検後２年以内のもの）
※語学研修のみの場合は，提出不要。

③英語以外の言語で留学する場合
当該言語の公的試験の成績証明書のコピー（受検後２年以内のもの）
※公的試験を受検していない場合に限り，「外国語科目担当教員による推薦状（様式４）」での提出を認める。

（６）成績確認表（コピー可）
（７）誓約書

※「推薦者」について
推薦書（様式３）と推薦状（様式４）の推薦者は同一人物であってはならない。

＜書類提出先＞
小白川キャンパス基盤教育１号館１階学生センター　国際交流課国際交流担当
〒990-8560 山形市小白川町１－４－１２

費用　（１）大学間交流協定に基づき，原則として留学期間中は派遣先大学での授業料は納入する必要はなく，本学の授業料を引き続き納入する。
ただし，派遣先大学の語学研修に参加する場合，語学研修費が自己負担となる場合がある。
（２）授業料以外の留学に関わる費用（渡航費用，ビザ取得費用，海外保険料，留学中の生活費，住居費等）はすべて自己負担となる。

保険　日本出発日から日本帰国日までの全期間を補償する「学生教育研究災害傷害保険付帯海外留学保険（付帯海学）」及び「危機管理システム J-TAS」への加入を必須とする（参考：2026 年の付帯海学は 10 万円程度/年, J-TAS は 3 万円程度/年（2027 年の保険料は未定））。派遣先大学等が加入を求める保険がある場合は，上記とあわせて加入すること。加入に要する経費は自己負担となる。

留学支援金　独立行政法人日本学生支援機構 2027 年度海外留学支援制度（協定派遣）に申請予定。
また，山形大学校友会支援事業として採択された場合，留学支援金（一時金）を支給する。

単位認定　制度有り。渡航前に予め派遣先大学が開講している希望履修科目を HP 等で選択し，所属学部の指導教員より承認を得た上で，履修すること。その上で帰国後所属学部が卒業単位の一部として認定する。詳細については所属学部にて確認のこと。

在籍　派遣期間中の身分は「留学」となり，この期間は本学の在学期間に算入される。

候補者の選考　書類選考と面接により学内選考を行い，派遣留学候補者を決定する。留学希望大学での審査後，最終的な派遣留学生が決定となる。

選考日程　以下の日程で行う。（予定）

□ 申込	2026 年 10 月 9 日（金）～ 11 月 6 日（金）
□ 書類選考	2026 年 11 月 6 日（金）～ 12 月 11 日（金）
□ 面接（語学面接を含む）	2027 年 1 月 5 日（火） ～ 1 月 8 日（金）
□ 候補者発表	2027 年 2 月上旬
□ 派遣学生の決定	2027 年 3 月～6 月（派遣先大学による）

その他　（１）本学の派遣候補者として選考された者であっても，次の場合は派遣できないことがある。

① 留学前の指定する期限までに派遣先大学の語学力条件・成績条件を満たしていないとき
② 派遣先大学の入学許可が得られなかったとき
③ 派遣先大学の募集人数が減ったとき
④ 健康を害したとき
⑤ 派遣先大学より，派遣先国の災害や情勢が不安定と診断されたとき
⑥ その他，留学が適当でないと認められるとき

（２）「山形大学短期派遣留学申込書（様式１）」には，留学希望大学を第三希望まで記入できるが，最終的に申請することができるのは一つの大学に限られる。

各大学における受入基準（語学能力，学業成績等）に注意し，第二希望以下の留学希望大学については，第一希望留学先の推薦・申請時期も考慮し決定することが望ましい。

※例：第一希望・A 大学（受入基準：IELTS 6.0 以上，推薦締切 4/1）
第二希望・B 大学（受入基準：IELTS 5.5 以上，推薦締切 3/15）
自己の IELTS スコアが 5.5 の場合
IELTS スコアを第一希望の推薦締切 4/1 までに満たすことができれば，A 大学へ申請できるが，4/1 までに満たすことができなかった場合，第二希望の推薦締切を過ぎているため，結局，どちらの大学にも申請できなくなる。
ただし，第二希望に推薦締切が 4/1 以降の大学を挙げていれば，留学できる可能性がある。
（A 大学のみを希望する場合を除き，自己の語学力・成績を把握し，各大学の推薦締切・受入基準に注意して選択すれば，留学の可能性が広がる）

（３）派遣先大学への推薦締切までに，各大学における受入基準（語学能力，学業成績等）を満たす必要がある。本学の派遣候補者として選抜された場合であっても，各大学における受入基準（語学能力，学業成績等）を満たしていない場合は派遣できない。

「大学間交流協定に基づく短期派遣留学制度 派遣先一覧」は，派遣先大学の事情により予告なく変更される場合があるので，各自希望先大学のホームページ等も確認すること。

特に，米国と欧州の大学は，入学許可の条件として最低でも IELTS 6.0 以上を求める大学が多いので，注意すること。

また，英国の大学は，入学許可の条件に IELTS のスコア（6.0 以上）を指定しているため，注意すること。

なお，英国への留学には，ビザ申請のために，認定されたテストセンターでの IELTS の受検が必要となることがあるため注意すること。詳細は，英国ビザ・イミグレーション，英国大使館のホームページ等を確認すること。

（4）派遣候補者として選抜された者については，派遣先大学への申請時に成績証明書が必要となるため，その際は各自で準備し提出すること。派遣先大学によっては英文の成績証明書が必要となるが，**発行に約２～３週間を要する**ため，早めに所属学部担当へ依頼し準備すること。

（5）派遣先大学への申請手続き，留学に係るビザ申請，航空券手配，保険加入手続きについては，本人の責任により行い，これらに要する費用は本人の負担となる。そのため，自ら情報収集・判断をして手続きを進めることが求められる。

（6）派遣先大学における専攻や履修科目等は，原則として本学の指導及び本人の希望によるが，派遣先大学の判断によって，必ずしも希望どおりに実現するとは限らないため，可能な限り事前に確認し派遣先大学の指示に従うこと。

（7）派遣先国（地域）において，外務省が提供する危険情報がレベル２「不要不急の渡航は止めてください。」以上に指定された場合及び本学が派遣すること又は派遣を継続することが危険であると判断し，派遣の延期・中止又は一時帰国を命じたときは，本学の判断に従うこと。

【外務省 海外安全ホームページ】
https://www.anzen.mofa.go.jp/

【問い合わせ先】
山形大学エンロールメント・マネジメント部国際交流課
TEL : 023-628-4119
E-mail : yu-int-office@jm.kj.yamagata-u.ac.jp

※TOEIC は ETS の登録商標です。この印刷物は ETS の検討を受けまたはその承認を得たものではありません。